



- ( 1 ) 平成 1 9 年度賦課総額の予測について
- ( 2 ) 今般の医療制度改革を巡る制度改革について

・ 閉 会

(事務局) 定刻になりましたので、ただいまより「平成 1 8 年度第 2 回芦屋市国民健康保険運営協議会」を開催させていただきます。本日はたいへんお寒い中を、また委員の皆様方には年末でご多忙のところご出席いただき誠にありがとうございます。開会に先立ちまして、保険者である山中市長が、皆様方に一言ご挨拶申し上げます。

..... 市長挨拶 .....

(事務局) ありがとうございました。ただ今の市長のご挨拶にございましたように本日の運営協議会は、介護納付金に係る保険料賦課限度額の引上げについて諮問をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。ただ今から、山中市長が瀬々倉会長のところに参りまして諮問書をお渡しします。

(市長) 芦屋市国民健康保険条例施行規則第 2 条の規定により、次のとおり諮問します。諮問の内容、被保険者間の保険料負担の均衡を図るため、一般被保険者及び退職被保険者の介護納付金に係る保険料賦課限度額を 9 万円に改める。適用、平成 1 9 年度保険料から適用する。以上でございますので、どうぞよろしくお願いたします。

(事務局) 委員の皆様には、ただ今市長から諮問いたしました諮問書の写しをお配りいたしておりますので、参考にしてください。  
それでは、審議に先立ちまして、会長からご挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いたします。

..... 会長挨拶 .....

(事務局) ありがとうございました。市長はこの後、別の公務が入っておりますので、失礼ですが退席させていただきます。

(市長) どうぞよろしくお願いたします。失礼します。

(事務局) 芦屋市国民健康保険条例施行規則第 5 条の規定により、協議会は会長が招集し、その議長となると規定されておりますので、ただ今から会議の進行を瀬々倉会長にお願したいと存じますので、よろしくお願いたします。

(議長) それでは、先ほどもご挨拶申しあげましたとおり、本日は内容が盛り沢山になっています。そこで会の進行ですが、まず、諮問のありました賦課限度額の引上げにつきましては、できれば本日答申原案を得るという方向でご審議を賜ればありがたいと考えております。次に新年度の賦課に関する説明も関心あ

ろうかと存じます。その次の医療制度改革の説明は随分中味が濃うございますので、これも時間をかけたいなと考えております。従いまして、限られた時間ではございますが、ご協力、ご精励を賜り、議事進行についてよろしくお願いしたいと存じます。それでは、本日の協議会成立の可否を確認したいと思いません。事務局報告を願います。

(事務局) 委員の定数は14名でございます。芦屋市国民健康保険条例施行規則第6条では、委員定数の2分の1以上の出席が必要となっておりますが、本日の出席者数は、現在11名でございますので、会は成立していることをご報告申し上げます。

(議長) ありがとうございます。ただ今報告がありましたとおり本協議会が成立していることを確認させていただきます。

次に本日の議事録署名委員の指名を行います。従来の慣行どおり被保険者代表の中からお願いしたいと存じます。このたびは林委員をお願いしたいと思います。どうぞよろしく。

(林委員) (了承の意)

(議長) ご了解をいただきました。それでは議事に入ります。本日の議事は、先ほど山中市長から諮問がありました第1号議案介護納付金に係る保険料賦課限度額の引上げについての審議・検討を議題に供します。提案の趣旨について、事務局説明を願います。

..... 事務局説明 .....

(議長) ありがとうございます。説明が終わりました。質疑等がございましたらどうぞ発言をお願いします。

(A委員) 現行の限度額8万円を超えることとなる所得が281万円で、給与収入に換算すると4,187,500円、年金収入では4,229,500円ということですが、これぐらいの収入の人は、芦屋市全体の中では、どのような位置をしめているのですか。平均の芦屋市の年収とかはどうなっているのですか。

その辺りを境にして、それより少し上の300万円の方も上がることになるのですが、300万円の方は、実際問題どのぐらいのレベルの方なのか、この辺のクラスで滞納の世帯はどのぐらいですか。

年金収入では、一定あるように見えるのですが、給与収入で考えると、家族構成にもよるのでしょうか、かなり厳しいのかなという気がしたものですからどの辺のレベルかをお伺いしたい。

(事務局) 滞納世帯につきましては、200万円未満の世帯が、63.9%でございますので、それより上の方は36%程度です。

ここ全般に滞納の率が低所得者に多いという訳ではございません。大体おしなべて同じような率で滞納になっております。

( A 委員 ) 滞納がおしなべてということでは無さそうで、例えば300万円とか200万円ぐらいの方は結構20%ぐらいの割合でありまして、その辺が結構多いという気がするんですけども、今回は所得の低い方は下がるのですけども、上がる人の辺りも大丈夫かなという気があったものですから、もっと上の、ずうっと上の人は大丈夫だと思いますが、この辺の人は大丈夫かなと思いましたが。

( 事務局 ) 本市の所得層の特徴というところがございまして、中間所得層も結構いらっしゃるのですが、間を飛んですごく限度額を飛び越えておられる世帯が結構多いのです。281万円を超える世帯が1,308世帯ということですけども、このうち、限度超額が1万円を超える世帯が1,061世帯ございまして。ここの階層というのは本当の所得でいいますと、大きな所得の階層のかたが多いというのが、実際のところなんです。限度超額が1円から1万円までの世帯というのが、この辺りが中間から少し上の所得層になるという感じだと思います。因みに平成18年度の介護保険料分の8万円の限度額を超える額、1,260世帯ございまして、限度額を超える額の総額というのが2億4472万2千円ほどございまして。これだけの世帯で結局所得割額が2億4千4百万円を超えているということになります。この額を世帯数で割りますと、一世帯当たりの限度額を超えている額は17万7千7百円ほど8万円をオーバーされているという形になっています。本市の特徴としてかなり高額所得者の方が多いということが言えるのではないかと考えています。

( A 委員 ) ある意味では、その辺からしっかり取れば、もっと負担が下げられると思いますね。

( 事務局 ) 中低所得者層に効果が生じてくるということで限度額の引上げでございまして。

今回の引上げと言いますが、A委員がおっしゃられましたように、この制度を維持する中で、必要額が増えてくる、その中で低所得者にも配慮する中で、限度額を引き上げることによって、所得割の率が少し下がるという、制度を維持するためには引上げが必要だという判断をしているところです。先ほどのA委員のご質問も明確な数字はございませんが、介護保険の納付対象者が7,180世帯で、今8万円の限度額の方が1,260世帯あり、9万円となる方が1,061世帯でございまして、傾向としては、ご理解いただけるのではないかと考えています。

( A 委員 ) 国民健康保険に入っていらっしゃる世帯は、大体200万円以下の所得のかたが7割ですよ、だから市の全体の所得の構成と大きく違うという感じがします。市全体のレベルからいくと平均は高いと思います。国保と介護になると平均がもっと下がってくる。実際はそういうことになっている、世帯数だけで見た場合にはそういうことになるのだらうと思います。それで今回少しでも上がるという対象になっているその辺りの人達が大丈夫なのかなという感じがします。そういうことをお聞きしました。

( 事務局 ) 課税標準額の段階でのデータですので、所得から扶養控除、社会保険料控除

や基礎控除などを引いたものでございますが、その区分でいきますと全体の40,886人中、10万円以下の課税標準の方が541人、10万円を超えて100万円以下の方が9,507人、100万円を超えて200万円以下の方が9,886人、200万円を超えて300万円以下の方が5,905人、300万円を超えて400万円以下の方が3,821人となっています。200万円超えから300万円以下の方が多分所得で300万円程度の方になると思います。扶養控除がなければ社会保険料控除と基礎控除だけになりますので、240～250万円ぐらいだろうと思いますが、所得の区分による表がございませんので、内訳は分かりません。

一応国保世帯の基準総所得の平均で申しますと、医療保険分、これは国保世帯全体ですが、この全体の基準総所得、これは所得から33万円を差し引いたものですが、これの平均が226万3千3百円になります。そのうち介護納付金分対象世帯だけに限って申しますと、これも基準総所得の平均で、219万5千円ほどです。ですから国保世帯で申しますと281万円の世帯と申しますのは、平均より上の所得階層になろうかと思えます。

(議長) 他にございましたらどうぞ。よろしいでしょうか。

(A委員) 来年、料率が上がるような話は、この後出るのですか？これで料率が下がるような設定になってはいますが、来年賦課総額が上がれば、結局消えてしまうという心配があります。

(事務局) また、後ほど今の予測数値ということで、説明させていただきたいと思えます。そのときにまたお聞きいただきましたらと思えます。

この0.2%押し下げる効果があるということは、賦課総額が多少上がるにしても、その0.2%の効果は保てるという試算です。これをしなければ、もっと上がる形になろうかと思えます。今時点の来年度の予測ですので、ご説明させていただくのも、実際に賦課時点でどのようになるかは分かりませんが、あくまでも8万円を9万円に引上げることにより、所得割の率を0.2%程度引き下げる効果が出るというところです。

介護納付金分の賦課総額ですね、支出しなければならない額、これは社会保険診療報酬支払基金に支払うべき納付金額でございますが、納付金単価というのは、年々上がっております。と申しますのは、介護保険の介護サービスがかなり浸透しております、サービス利用のかたが増えております。その分が保険料に跳ね返ってくるという形になります。毎年一人当たりの介護納付金単価は確実に上がっておりますので、その部分につきましては、保険料に影響が出ることは如何ともしがたい部分になります。

(議長) それでは、大方よろしいようですので、お諮りをしたいと思います。当運協としましては、諮問に近い趣旨の答申をするということでご異議ございませんでしょうか？

..... (異議なし)(異議あり) .....

(議長) 一部ご異議があるようですが、大方は異議がないという風にお見受けします。運営協議会全体としては異議がないということで答申をしたいと思いません。なお、文案等は正副会長にお任せをいただきたいと思います。また、答申をしましたら、その答申の写しを後日委員の皆様方に送付をさせていただきます。ありがとうございます。それでは「第1号議案介護納付金に係る保険料賦課限度額について」はこれで終了させていただきます。

次に、本日は、議案以外でその他としまして、「平成19年度賦課総額の予測について」を議題に供します。事務局説明をお願いします。

..... 事務局説明 .....

(議長) はい、ありがとうございました。それでは、質問などございましたらどうぞ。

(A委員) 介護保険の方は、9万円に上限が上がるから1人当たりも、1世帯当たりも上がってくるということですか。

(事務局) 限度額の引上げと申しますのは、賦課の総額が変わりませんので、限度額を引き上げても、1人当たり、世帯当たりは基本的には同じ額となります。ただ、先ほどから申しあげておりますように、1人当たりの介護納付金単価がございまして、これに第2号被保険者、介護納付金分の保険料を納付いただく方々ですけれども、この人数に掛けた額を社会保険診療報酬支払基金へ芦屋市国民健康保険として納付しなければならないのですが、納付金単価が年々上がっていますので、その結果として介護保険の賦課総額が上がってしまいます。ですから、結果的に人数、世帯数がほぼ変わりなければ、所得割そのものは2.2%になるのですけれども、上がってしまうということです。

(A委員) 先ほどのグラフでいいますとこの線が変わってくるのですよね。この線は来年の上限を9万円に引き上げたということと合わせて、今回の予測を加えたら、この線ではなくなってくる。これは18年度の線ですよね。19年度とすれば当然変わってくる。

(事務局) はい、来年度は、来年度での出て行くお金と入ってくるお金との差額が賦課総額になりますので、当然そのカーブにはなりません。ただし、そこで引き下げ効果のあった部分は、率が変わりましたが、実際にはそこに活着ているので、そうしなければもっと高い率になると考えていただくしかないのですが。

(A委員) 具体的に限度額が8万円から9万円になると、来年度は、実際はどうかということが知りたいのです。

(事務局) 均等割と平等割の部分、応益割の部分というのは、やはりそれぞれ600円と120円上がるので、この部分は定額として上がってしまいます。逆に2.4%から2.2%になるという0.2%の効果がございますので、そのあたりで所得階層によって減るところ増えるところが出てきます。所得割の掛かって

いない世帯は、軽減がかかっていますので、600円、120円そのままの上がりにはなりませんけども、7割軽減の世帯で言いますと均等割と平等割の30%しか掛かりませんので、軽減がかかっても年間の保険料額としては、100円から200円ぐらい上がってしまうことになります。勿論、所得割の掛かっている世帯は、先ほどもご説明しましたように所得が281万円に至るまでは2.2%の効果はございます。

(議長) ほか、いかがでしょうか。

いつも難しいですねこの辺。何遍聞いても、分ったようで、分らんようで、こういうことかなと分ったみたいで。

(事務局) 賦課総額というのは変わらないわけです。その賦課総額を被保険者にどういう形で負担していただくかという所で料率が決まってくるので、そこがちょっと理解しにくいですね。限度額を上げましても総収入が増える訳ではないんですよ。ですから、この所得の高い所から余分にいただいてというしくみなんです。

応益割、応能割の割合というのも条例上で決まっておりますが、50:50で、なおかつ、均等割が35で平等割が15。これはもうこの割合で振り分けるというのは決まっておりますからね。この条例上の割合を変えれば、所得割にウェートを置くとかはもちろん可能ですけれども、所得割ばかりにウェートを置きますと、新たにいろいろと問題が出てきます。50:50というのは、一番適正な賦課の割合とされておりますので、この50%の所得割というのは動きませんから、限度額がいくらになっても結果的には総額としては一緒です。

(A委員) 多くの自治体がどうしようもない所に来ている。今日の話ではどうしようもないんですね。現実的にはね。ですから、その枠自身を本当は変えていかなくてはならないのだろうという所まで来ているんじゃないかなと思うんですが、一つ考えられるのは、国の負担を増やすということもあるし、もう一つは今おっしゃられたように応能割と応益割の割合を変える。所得に見合っただけ払うことになれば、たくさん所得のある方はたくさん払って、所得の低い方は助かっていくということになるんじゃないかなと思うんですが。

(事務局) 賦課割合が50:50の場合に、軽減が7割、5割、2割になりますけれども、これが応益割が4割とかになりますと、6割、4割の軽減措置しかなくなりますので、7割の方が6割に軽減が下がるということになる。ですから、必ずその率を下げれば下がるという仕組みにはなっていない訳です。

(A委員) ですからどうしようもないということですね。

(事務局) A委員がおっしゃるように単純に芦屋市は高額所得者が多いですから、所得割の割合が少し増えれば、他の制度を見なければ低所得者の方の均等割、平等割は下がるということになりますけれども、軽減措置が法で連動しておりますので、低所得者の層が逆に上がるというケースも出てきます。

(議 長) 次の議案も中身が濃いですから、時間の関係もございますので、よろしければこの案件の説明はこれぐらいにしたいと思うのですが、よろしゅうございますか。それでは概ねよさそうですので、次に移りたいと思います。

「今般の医療制度改革を巡る制度改正について」につきまして事務局説明を願います。

..... 事務局説明 .....

(議 長) ご苦労様でした。説明は終わりました。質問、疑問等もたくさんあるかと思いますが、時間の関係もございますので、これだけは是非聞いておきたいというのがございましたら、お願いします。

なければこれで終わりにしたいと思います。よろしゅうございますか。よろしいようですので、本日の協議会はこれを持ちまして閉会とさせていただきます。

閉会に当たりまして、吉田会長代理からご挨拶がございます。

..... 会長代理閉会挨拶 .....

(議 長) ありがとうございます。それでは、これにて閉会といたします。